

「避難確保計画」に係わるQ & A（江戸川区）

1. 「避難確保計画」について

問1：避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務が課せられる施設とは、具体的にどのような施設なのか。

（答）浸水想定区域内にある施設で、水防法第15条第1項第4号に基づき江戸川区地域防災計画にその施設の名称及び所在地が定められた施設となります。

問2：避難確保計画の作成等は要配慮者利用施設の所有者と管理者のどちらに求められるのか。

（答）避難確保計画の作成等は施設の管理者が行うことを想定していますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合など、複数の要配慮者利用施設を一体として施設の所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいと考えられる場合は、施設の所有者に対してこれを求めます。

問3：同一の施設に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、各施設で避難確保計画の作成が必要なのか。

（答）それぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等を求めることになると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数の要配慮者利用施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同で避難確保計画を作成することも可能です。

問4：訓練を実施した旨を江戸川区に報告する必要があるのか。

（答）令和3年7月施行の水防法により、訓練の報告についても義務化されました。報告様式をHPに掲載していますので、訓練実施後に報告をお願いいたします。

問5：避難確保計画を作成しない施設にはどのような措置がとられるのか。

（答）水防法第15条の3第3項及び第4項に基づく「指示」及び「公表」の具体的方法は江戸川区において地域の実績に鑑み適切に判断したいと考えておりますが、例えば、期限を定めて避難確保計画を作成することを求める「指示」を行い、一定期間経過後も同計画を作成しない施設についてはその施設名をホームページ上に掲載する等の方法により「公表」することが考えられます。

問6：消防計画と何が違うのか。

（答）「消防計画」は消防法に基づくものですが、「避難確保計画」は水防法に基づくものなので、水害に特化した内容となっております。

問7：計画はどこに提出すればよいか。

（答）提出先は各主管課となります。

問8：パソコン操作が苦手なので紙で提出してもよいか。

(答) 紙での提出も可能です(障害者福祉課所管の施設は不可。以下のフォームから申請)。紙提出の場合は、郵送又は来庁による手渡しとなります。FAXは不鮮明になる可能性があるため受付できません。

[障害者福祉課所管施設の提出フォーム](#)

問9：同一箇所で複数の事業を行っている場合の提出方法は。

(答) まとめてご提出いただいても構いません。複数の事業を行っている場合、サービス種別の記載も忘れずをお願いいたします。

問10：要配慮者利用施設としての所在地とは別住所に、戸建てまたはアパート等の物件をユニットとして要配慮者が利用している場合、各ユニット別で避難確保計画を作成すべきなのか。

(答) 同一敷地内、同住所ではない場合は、要配慮者の安全を確保するための避難確保計画という位置づけであるため、各ユニット別で避難確保計画を作成してください。

問11：「避難確保のための訓練」とはどのようなことを行えばよいか。

(答) 情報伝達訓練や避難誘導訓練を想定しております。
伝達訓練に関しては、洪水予報に関する情報をFAX等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う等。
避難誘導訓練に関しては、保護者への緊急連絡網を使った連絡訓練や保護者への引き渡し訓練、従業員の非常参集訓練等が考えられます。各施設があらかじめ設定した待避場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練等。

問12：防災教育及び訓練の実施の具体的な内容は。

(答) 問11に記載のある内容となります。防災教育については、避難確保計画等の情報共有、過去の災害経験や災害に対する知恵の伝承などを想定しています。施設利用者への防災教育(水害の危険性や避難場所の確認、緊急時対応等に関する保護者・家族への説明)も重要となります。各施設で作成した訓練計画については、江戸川区に提出する必要はありません。

問13：避難経路図は、例えばインターネットを通して提供している地図(Googleマップ等)を貼り付けてもいいのか。広域避難先が茨城と遠い場合、どこまでわかる図を作成すればいいのか。

(答) インターネットを通して提供している地図に関しては、著作権により無断で使用はできません。国土地理院「地理院地図」は、出所の記載をすることにより活用できます。広域避難先と地域防災拠点、待避施設を一緒に記載することが難しい場合は、2枚以上になっても結構です。誰が誰をどうやって避難させるか(避難誘導班)を決めることが大事であり、きれいな地図をつくる必要はありません。どこが危険で、どこを通過して、どこに避難すればよいかみんながわかる地図を作成してください。

問 14：提出した避難確保計画に修正が発生した場合、何日以内に再提出をしないといけないか。

(答) 何日以内という決まりはありませんが、修正が必要となった場合は速やかにご提出ください。

問 15：詳細な浸水深や継続時間を調べる方法がありますか。

(答) 国土交通省の「浸水ナビ」や東京都の「東京都防災アプリ」で検索することができます。

2. 避難方法について

問 16：江戸川区から発表される情報はどのように施設に伝えられるのか。

(答) 江戸川区水害ハザードマップ冊子P10に記載がありますのでご確認ください。事前登録が必要となりますが、「えどがわメールニュース」の登録をお願いいたします。

問 17：小中学校にはどの程度の備蓄があるのか。

(答) クラッカーなどの備蓄はありますが、十分な量が確保されているわけではありませんので、各施設(事業所)での備蓄をお願いいたします。

問 18：「広域避難先」の欄があるが、江戸川区外に系列の施設もない。その他交流のある施設もない場合、どうしたらいいか。

(答) 「広域避難はできない」と諦めずに、各施設に合った避難方法を検討してください。利用者様のなかには、留まるよりも広域避難することのリスクが大きい方もいるので、垂直避難も命を守る行動の一つと考えられます。各施設の利用者様の命を守る行動を検討してください。区としてもできる限り相談させていただきます。

問 19：施設は1階にあり、建物自体も2階建て。3階まで浸水してしまうエリアの場合、垂直避難はできないがどうしたらいいのか。(広域避難できる施設もない)

(答) 広域避難できるように引き続き検討していただきたいですが、垂直避難ができない場合は、待避施設(小・中学校)に避難することも命を守る行動の一つと考えられます。各家庭に多くの方が分散して留まるよりは、待避施設などにある程度まとまっていた方が救助はしやすいと考えています。

問 20：広域避難できないため、垂直避難を検討。2階まで浸水してしまうが3階まで施設があるため、3階に垂直避難を検討。備蓄は何日分用意すればいいのか。

(答) 浸水継続時間を参考にして、各施設(事業所)で判断をお願いいたします。ローリングストック法もご活用ください。(広報えどがわ2019.09.01号掲載)「広域避難できないときの留まるための日頃の備え」について、江戸川区水害ハザードマップ冊子P15・16に記載がありますので参考にしてください。しかし、継続時間が長い箇所は、過酷な避難生活を続けることになるため、広域避難について諦めずに検討してください。

問 21：「水害時の避難確保計画」様式2の3＜避難の確保を図るための施設の整備＞に記載されている、備蓄品はすべて準備しなくてはならないのか。

（答）必要なものは各施設（事業所）で判断していただき、すべて準備する必要はありません。

問 22：備蓄や浸水対策（土のうや止水板等）に係る区の補助金はあるのか。

（答）特にありません。土のうに関しては、土のうステーションをご活用ください。

問 23：すでに「避難確保計画」を作成しているが、江戸川区の様式で再提出しないといけないか。消防計画への追記で作成途中又は検討をしているが区の様式で提出しなければいけないか。

（答）できる限り江戸川区様式「水害時の避難確保計画」での作成を推奨しております。

問 24：待避施設となる小学校・中学校へ避難をしようと思うが、どの部屋を使ってもよいのか。避難経路図を作成するにあたり、学校の平面図の提供は可能か。

（答）待避施設の運営については検討中です。

問 25：学校に避難する場合でも、食料品の持参は必要か。

（答）十分な量が確保されているわけでありませんので、各施設（事業所）でご準備をお願いいたします。

問 26：バスを借りて避難した場合、費用は負担してもらえるのか。

（答）現段階では、バス借用に対する費用負担は考えておりません。